

幼保連携型認定こども園の認可について

① 幼保連携型認定こども園の認可基準条例の制定について

認定こども園法の改正により創設される新たな幼保連携型認定こども園の認可基準は、下記事項については、「主務省令で定める基準」に従い（従うべき基準）、それ以外の事項については「主務省令で定める基準」を参酌して（参酌すべき基準）、都道府県・指定都市・中核市が「条例」で定めることとされている。（認定こども園法第13条2項）

ア 学級の編制

イ 職員に関する基準（配置すべき園長・保育教諭・その他の職員、その員数）

ウ 設備に関する基準（保育室の床面積その他設備に関する事項であって、子どもの健全な発達に密接に関連するもの）

エ 運営に関する基準（子どもの適切な処遇の確保、秘密の保持、子どもの健全な発達に密接に関連するもの）

※ 【主務省令】

幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準

（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）（平成26年4月30日公布）

【参考】

（従うべき基準）	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの
（参酌すべき基準）	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの

※「地方分権改革推進計画について（平成21年12月15日閣議決定）」において定義

【幼保連携型認定こども園の学級の編成，職員，設備及び運営に関する基準の概要】
 （【従】は従うべき基準，【参】は参酌すべき基準）

区 分	主な内容										
学級の編制	○ 満 3 歳以上の園児について学級を編制【従】 ○ 1 学級の園児数は 3 5 人以下を原則，同年齢の園児による編制を原則【従】										
職員に関する基準	○各学級ごとに担任する専任の保育教諭等を一人以上必置（専任の副園長・教頭が兼任可，専任の助保育教諭・講師が限定的に代替可）【従】 ○教育・保育の直接従事職員の職員配置【従】 <table><tr><th>園児の区分</th><th>員数</th></tr><tr><td>満 4 歳以上児</td><td>おおむね 3 0 人につき 1 人</td></tr><tr><td>満 3 歳以上満 4 歳未満児</td><td>おおむね 2 0 人につき 1 人</td></tr><tr><td>満 1 歳以上満 3 歳未満児</td><td>おおむね 6 人につき 1 人</td></tr><tr><td>満 1 歳未満児</td><td>おおむね 3 人につき 1 人</td></tr></table> ※ただし，常時 2 人以上 ○調理員を必置（調理業務の全部を委託する場合は不要）【従】	園児の区分	員数	満 4 歳以上児	おおむね 3 0 人につき 1 人	満 3 歳以上満 4 歳未満児	おおむね 2 0 人につき 1 人	満 1 歳以上満 3 歳未満児	おおむね 6 人につき 1 人	満 1 歳未満児	おおむね 3 人につき 1 人
園児の区分	員数										
満 4 歳以上児	おおむね 3 0 人につき 1 人										
満 3 歳以上満 4 歳未満児	おおむね 2 0 人につき 1 人										
満 1 歳以上満 3 歳未満児	おおむね 6 人につき 1 人										
満 1 歳未満児	おおむね 3 人につき 1 人										

区 分	主な内容
設備に関する基準	○ 園舎・園庭を必置，園舎は2階建以下を原則（特別の事情により3階建以上も可）【従】
	○ 保育室等は1階に設置（園舎が耐火建築物であること等の一定の基準を満たす場合は2階・3階以上（満3歳未満児に係るものに限る）も可）【従】
	○ 園舎・園庭は，同一敷地内・隣接地に設置を原則【従】
	○ 園舎面積は，幼稚園基準と保育所基準（満3歳未満児に係る部分に限る）を合算【従】
	○ 園庭面積は，満3歳以上児に係る幼稚園基準と保育所基準のいずれか大きい方の面積と満2歳児に係る保育所基準による面積を合算した面積以上【従】
	○ 各居室（乳児室，ほふく室，保育室又は遊戯室）の面積は，保育所基準による面積以上【従】
	○ 職員室，保健室，調理室，保育室等を必置（特別の事情により保育室と遊戯室，職員室と保健室との兼用可。保育室数は学級数以上）【従】
	○ 食事提供方法を外部搬入とする場合で加熱，保存等の調理機能を有する設備を備えるとき，自園調理による食事提供対象園児数が20人未満の場合に必要な調理設備を備えるときは，調理室を備えないことができる【従】

区 分	主な内容
運営に関する基準	○ 教育・保育の期間及び時間については，教育週数 3 9 週以上【従】，教育時間 4 時間【従】 ○ 保育を必要とする園児に対し，自園調理による食事提供を行う義務（保育所基準による要件を満たす場合は外部搬入も可）【従】 ○ 差別的取扱いの禁止【従】 ○ 虐待等の禁止【従】 ○ 懲戒権限の濫用禁止【従】 ○ 秘密保持の義務【従】 ○ 教育・保育時間 8 時間【参】 ○ 人格の尊重【参】 ○ 職員の資質向上・研修機会の確保【参】 ○ 苦情への対応【参】 ○ 家庭との連絡・連携【参】
その他 （附 則）	○ みなし幼保連携型認定こども園の職員配置については施行日から 5 年間，設備については当分の間，なお従前の例によることができること【従】 ○ 施行日から起算して 5 年間は，副園長・教頭の教諭免許状及び保育士資格については，いずれかを有していれば足りるとすること【従】 ○ 既存の幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園に移行する場合における園舎・保育室等・園庭の面積，保育室等を 2 階以上に設ける場合の待避設備等の要件及び代替地の活用（園庭設置）に関する特例【従】

② 幼保連携型認定こども園の認可等を調査審議するための合議制の機関及び部会の設置について

1 概要

認定こども園法第25条の規定により、幼保連携型認定こども園の設置の認可等、事業の停止若しくは施設の閉鎖の命令又は設置の認可の取消しに関して調査審議するため、都道府県又は指定都市等に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとされた。

【認定こども園法】

(都道府県における合議制の機関)

第二十五条 第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

(設置等の認可)

第十七条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第三項、第六項及び第七項並びに次条第一項において同じ。）の認可を受けなければならない。

(中略)

3 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(事業停止命令)

第二十一条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

- 一 幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に故意に違反し、かつ、園児の教育上又は保育上著しく有害であると認められるとき。
- 二 幼保連携型認定こども園の設置者が前条の規定による命令に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに、六月以上休止したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(認可の取消し)

第二十二条 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、第十七条第一項の認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

2 対応案

(1) 県子ども・子育て支援会議を当該合議制の機関とする。

(2) 同会議に部会を設置し幼保連携型認定こども園の認可などを調査審議する。